

平成22年3月3日

独立行政法人国民生活センター

りんごやみかんの押し売りにご注意！

りんごやみかんなどの訪問販売に関するトラブルは年々増加しており、「断りきれず、大量の果物を買ってしまった」といった相談が全国的に拡大している（図1、参考資料）。

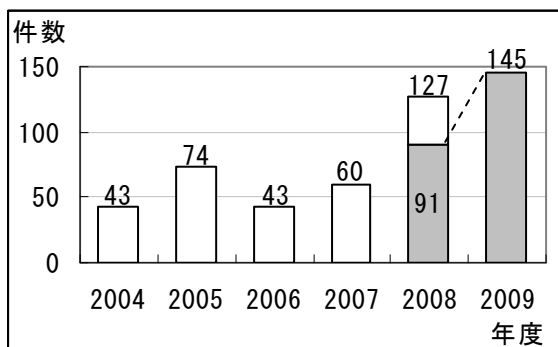
果物の訪問販売は昨年12月より「特定商取引に関する法律」（以下、特定商取引法）の規制対象となった^{注1}が、販売者名も連絡先も分からないことによるトラブルが発生し、また、そうしたケースがほとんどであり被害回復が難しいため、安易に購入しないよう消費者に注意を呼びかける。

1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にみる相談の概要

「果実」の訪問販売に関する相談（2009年度145件）の特徴は以下のとおりである（データは2010年1月末日までのPIO-NET登録分）。

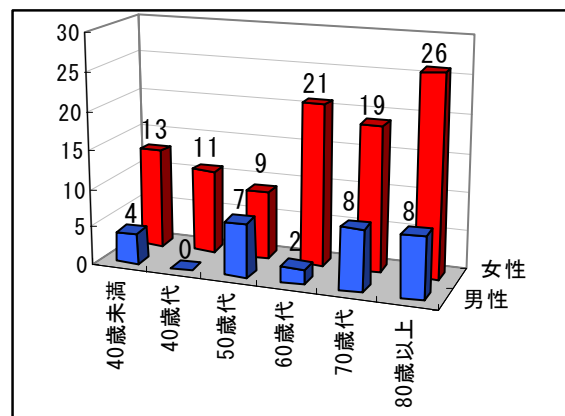
- ・契約者の年齢・性別をみると、60歳以上の女性が多い。（図2）
- ・契約者の居住地域を四半期ごとにみると、昨年前半では関東地方など東日本でトラブルが多かったが、後半になると、四国など西日本でトラブルが目立ち始めている。（表1）
- ・果物の種類をみると、みかん類（みかん、オレンジなど）が61件（42.1%）、りんごが57件（39.3%）で、大半を占める。
- ・領収書等は渡されないため、販売者名が不明といった相談は128件（88.3%）もある。
- ・支払金額は3,000円未満が17件（11.7%）、3,000円以上1万円未満が16件（11.0%）、1万円台が39件（26.9%）、2万円以上が11件（7.6%）である（不明・無回答は62件）。

図1. 「果実」の訪問販売に関する相談件数の推移



※2008年度の墨塗り部分は、2009年1月末日までのPIO-NET登録分。

図2. 契約者の年齢・性別（2009年度145件）



※年齢・性別が不明等を除く。

注1 平成21年12月1日に改正特定商取引法が施行され、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売については、原則として全ての商品・役務を扱う取引が同法の規制対象となった。これにより、事業者が果物を訪問販売する際には、販売者名や連絡先などを記載した書面を交付しなければならないほか、断った消費者への再勧誘や過量販売などが禁止される。また、消費者は書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能となった（ただし、3,000円未満の現金取引の場合は、クーリング・オフの対象外）。

表 1. 契約者の居住地域 (2009 年 1 月～12 月)

契約者の居住地域	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
北海道・東北	2	2	6	4
関東	12	26	8	8
甲信越・北陸	2	9	7	5
東海	6	10	10	3
近畿	5	2	2	3
中国	4	2	1	8
四国	0	0	1	17
九州・沖縄	0	2	1	4

※居住地域が不明等を除く。

2. 相談事例

相談事例をみると、以下のようなパターンがみられる。

- ・男性 2 人組、男女 2 人組などが消費者の自宅に訪れる
- ・味のよいりんごやみかんを試食させるが、値段をはっきりと言わない
- ・消費者が購入を決めると、消費者が考えていた以上の高価格・大量の果物を購入するよう勧める
- ・消費者が断ると「試食しておいて買わないのか」などと強引に購入させる
- ・領収書などは渡されないため、販売者の名前や連絡先は分からない
- ・購入した果物が傷んでいたり、「味が悪い」というケースも多い

【事例 1】聞いていた値段と違い、高額な代金を請求された

自宅を訪れた者に「みかんはいらないか」と誘われ、みかんの入った箱をいっぱい積んだトラックまで見に行った。1 箱の値段を聞いたところ、「1,000 円」と言われたので買うことにした。みかんを自宅内まで運んだ後、その者が「代金は 14,000 円」と言った。「高いから返す」と断ったが「出来ない」といわれ、仕方なく支払った。返品したいが連絡先も分からない。
(購入年月：2009 年 10 月、契約者：80 歳代・男性・香川県)

【事例 2】りんごを購入したが、半分以上が傷んでいたり、まずいものだった

「産地で農協や生協にりんごを卸している」と自宅を訪れた者に勧められ、りんごを試食したところとても美味しかった。「8 月までもつ」と言われたので、1 箱を 1 万円で購入した。しかし、箱を開けてみると半分以上は傷んでおり、それ以外のりんごもスカスカして、試食したものと違いがなかった。領収書をもらっておらず、販売者名や連絡先は分からない。
(購入年月：2009 年 6 月、契約者：80 歳代・男性・東京都)

【事例 3】だまされて、大量のみかんを強引に買わされた

自宅を訪れた者に「千円札 10 枚を一万円札に両替してくれ」と言われて、1 万円を渡し

た。みかんを勧められ、試食したところ「1 kg 1,400 円」と言われ、1 kg だけ注文した。しかし、10 kg も入った箱を出され、14,000 円を請求された。「そんなに食べきれない」と断ったが、強引に押し切られ、最初に渡した 1 万円を持っていかれてしまった。販売者の名前や連絡先は分からないが、販売していた車のナンバーは県外のものだった。

(購入年月：2009 年 11 月、契約者：80 歳代・女性・高知県)

【事例 4】再三断ったが強引に買わされた (2009 年 12 月 1 日以降の相談事例)

今日、自宅に「1 kg 800 円のオレンジを買わないか」と訪問販売があった。再三断ったが断りきれず「一袋だけ購入する」と伝えたと、一袋には 5 kg 入っていると 4,000 円を支払わされた。食べてみると、美味しくない。書面は交付されておらず、連絡先も分からない。

(購入年月：2009 年 12 月、契約者：30 歳代・女性・福島県)

3. 消費者へのアドバイス

(1) 必要がなければ、きっぱりと断ること

玄関のドアを開けたり、「味見をしてみてください」と勧められて試食をしてしまうと、断りにくくなってしまいます。ドアを開ける前にまず訪問の目的を確認し、必要がないものであれば、きっぱりと断ること。

(2) 販売者の名前や連絡先は不明なことがほとんどなので、安易に契約しないこと

販売者のなかには、値段を後で伝えたり、傷んだりした果物を購入させるものも多い。「買う」と返事をする前に、値段や品質をよく確認すること。

果物を訪問販売で購入した場合、消費者はクーリング・オフが可能である。しかし、販売者が領収書等を渡さず、また、果物が入った箱にも販売者を特定する情報は記載されていないことがほとんどであるため、販売者の名前や連絡先は不明であり、クーリング・オフは難しいので、安易に購入しないこと。

(3) トラブルにあったら、すぐに消費生活センター等に相談すること

トラブルにあったらすぐに最寄りの消費生活センターに相談すること。お金をだまし取られるようなケースも見られるので、この場合はすぐに警察に届け出ること。

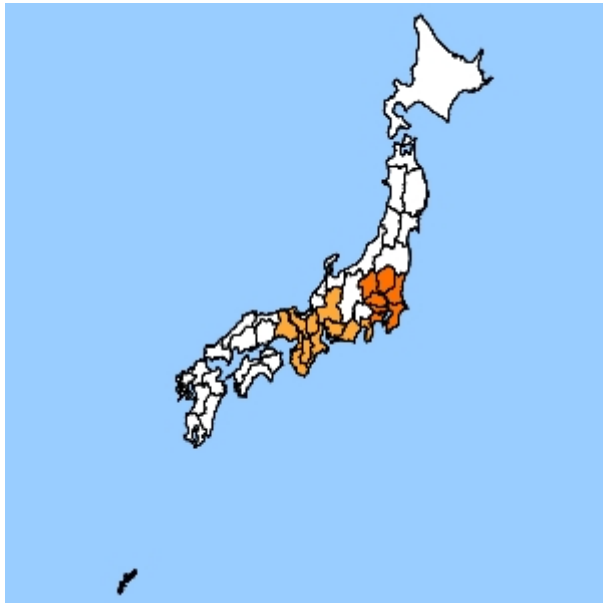
販売者は一定の期間、同じ地域で勧誘を繰り返しているため、特に高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や近所等で注意すること。

4. 情報提供先

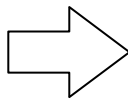
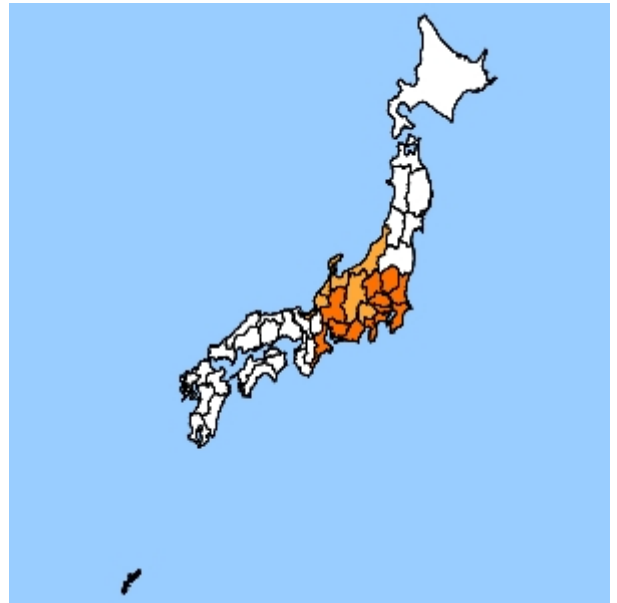
- ・消費者庁 消費者情報課 地方協力室
- ・警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

参考資料. 「契約者の居住地」の推移

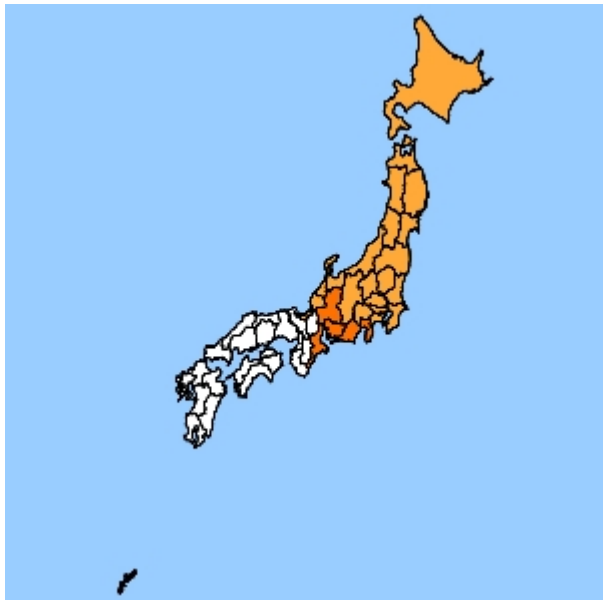
2009年1月～3月



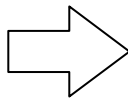
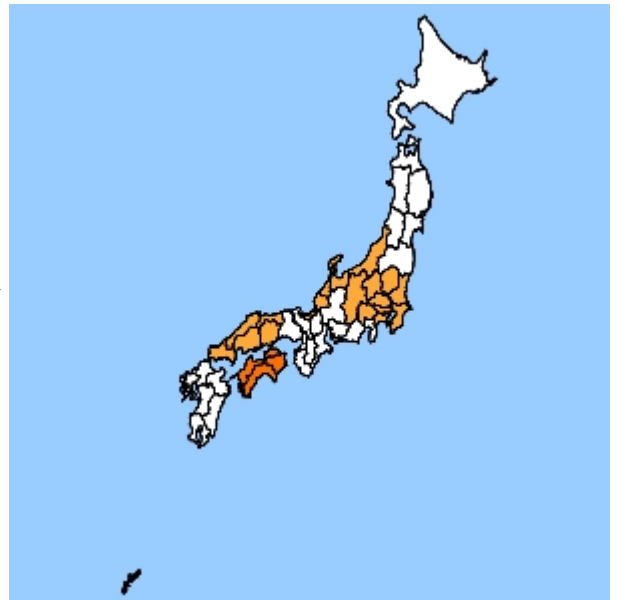
2009年4月～6月





2009年7月～9月



2009年10月～12月



-  10件以上
-  5～9件
-  0～4件

※ただし、都道府県における件数ではなく、地域ごと（表1）の件数を表したものである。

<title>りんごやみかんの押し売りにご注意！</title>